

県が対策工を実施していく上で、このような課題を有する対策工案の中から、課題を克服して、県として実施する対策工を速やかに決定し、実施計画書(案)として取りまとめを行い、具体的な対策事業の着手に取りかからなくてはならない時期となっております。これ以上引き延ばしはできないという強い決意でございます。

既に平成 20 年度予算では、対策工を実施していく上で必要な詳細設計に係る予算を計上しております。また、地元の皆さんが大きな不安を持っておられます焼却炉焼却灰のダイオキシン類を除去するための予算も県議会でお認めいただいているところであります。

このような情勢の中で、県として判断し、実施すべき対策工を早急に決定して行かなくてはなりません、その選定の基本的な考え方としまして、対策委員会で取りまとめられた「基本方針」に基づいて選定していくべきであると考えております。

対策委員会の報告書では、対策工実施に係る 8 項目の基本方針について、提言をいただいております。

皆さんにお配りをいたしました資料の中で、17 ページでございます。「RD 最終処分場における支障の除去等の基本方針」。17 ページはもともとの報告書のままでございますので、「アイウエオカキク」となっておりますが、これを 8 点でございますので、8 点に分けて少し詳しくなりますが、要点を説明させていただきます。

まず 1 点目ですが、地域住民の皆さんとの連携強化にあわせ、合意と納得が得られるよう問題解決にあたることを大原則にすることとさせていただきます。本日、大変差し迫った中で皆さんにお集まりいただきましたのも、この第 1 の基本精神に則ってでございます。

また、2 点目は、効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し、早急に問題を解決することとさせていただきます。この点につきましても、住民の皆さんの様々なアンケート、意見などでは、とにかく早く、早急に解決して欲しいという強い願いがあることも承知しております。

3 点目は、対策事業は事業者措置命令を発し、その是正が見込めないときに県が代執行事業として実施することとさせていただきます。つまりここには法的な手続きがございまして、県が直接に代執行にかかるのではなく、いったんは措置命令を発し、その措置命令は法的基準に従わないといけない、そして代執行を行う。そのことによって県費、言わば公費を入れるための、税金を使わせていただくための手続き、法的あるいは行政的手続きを経る必要があるということとさせていただきます。

それから 4 点目ですが、対策工は、支障の除去または支障の素因、支障のもとになっている素因の除去、また対策工の成果が確認できるかどうか、成果確認のためのモニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視とすることとさせていただきます。いずれの案をとりましても、A-2 案、D 案、E 案、いずれの案をとりましても、この二次被害防止のための影響監視、もちろん支障の除去、素因の除去、モニタリング、いずれのプロセスも必要となります。

また 5 点目ですが、対策工実施にあたりましては、周辺住民の皆さんの生活環境を保全す

るための措置を講じること。当然のことですが、対策工実施中に新たな二次被害を発生してはいけないということでございます。

また 6 点目、対策事業は、緊急的な対策と恒久的な対策に分けて実施することでございます。緊急的に、今課題となっております地下水汚染などを止めるための対策、また恒久的な対策に分けて実施することです。

それから 7 点目ですが、対策工の終期、終わる時期ですが、法令上の「安定型最終処分場廃止基準を満足する状態」を目標として、かつ、将来においても支障を生じないことが確認できる時期を原則とすることでございます。全てが不法投棄というような処分場ではないというのが RD の処分場の出発点でございます。安定型最終処分場として許可を出している、ですからその許可の範囲で、また廃止基準を満足する状態を目標とするということでございます。

最後 8 点目ですが、対策工は処分場の廃棄物の種類や性状のみならず、地域の状況などに十分配慮して、支障除去の実効性や確実性を担保するとともに、法に定める支援を受け、対策工の計画的で円滑な実施につなげることでございます。

少し専門的な用語でわかりにくいところがあったかと思いますが、このような 8 項目を満たすこと、そのことが県としての対策工をとるための大変大事な判断基準でございます。しかし、現在 8 項目を十分満たす案はございません。そのバランスを考慮しながら、具体的な実施計画書として取りまとめていきたいと考えております。

さきほど紹介しましたように、対策委員会で推奨されました A2 案、D 案、E 案、何れの対策工につきましても、住宅地に近いこの処分場において、住民の皆さんに納得いただきながら、計画的、円滑に対策工を実施していく上で、大なり小なり課題があります。

地域住民の委員の中で 4 名の皆さんが希望され、対策委員会からも推奨された A2 案につきましては、先ほども申し上げましたように、私も重く受け止め慎重に検討いたしました。この RD 処分場が住宅地や公共施設に近いという問題から、対策工を実施する上では、技術的に可能かどうかという技術上の問題がございます。また、工事実施中における交通問題、悪臭や粉塵などに関して周辺住民の皆さんの生活環境の安全性をいかに確保するか、という二次影響の恐れなどへの配慮も必要です。RD 処分場による地下水汚染問題など以上の深刻な生活環境問題を引き起こしてしまう恐れがあるとしたら元もこもありません。何よりも地域住民の皆さんの健康と生活環境の安全を確保しないといけません。あわせて、廃棄物を撤去し運び出す場合の受入先をどこにするのかという大きな問題もございます。そのような中で、最初に申し上げましたように、安全性を確保することとあわせて、地元の皆さんの将来的な安心も担保できるよう、行政対応検証委員会の答申を受けて、平成 20 年度より再発防止も含めた将来的な施策にも取り組みはじめております。